

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則..... (漁港漁村課)	27
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築指導課)	27
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	28
○道路の供用の開始..... (道路課)	29
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定..... (河川課)	29
支 庁 告 示	
○貸金業法の規定による貸金業者の登録の取消し.....	30
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	30

規 則

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月14日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第9号
漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則
漁港漁場整備法施行細則(昭和48年北海道規則第92号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。
エ 申請区域及びその隣接区域の地番を明示した公図の写し
第4条第2項第1号に次のように加える。
カ その他知事が必要と認める書類
第4条第2項第3号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 申請区域及びその隣接区域の地番を明示した公図の写し(土地の占用の場合に限る。)

第4条第2項第3号に次のように加える。
オ その他知事が必要と認める書類
第4条に次の1項を加える。
3 法第39条第1項の規定による占用の許可の申請を行う者であって、海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項の規定による占用の許可の申請を同時に行う者は、前項第3号ア及びイに掲げる書類の添付を省略することができる。
第5条を次のように改める。
(占有を許可する期間)
第5条 法第39条第1項の規定により水面又は土地の占有を許可する期間は、次のとおりとする。

区 分	期 間
工作物の設置に係る占有(土石の採取に係るものを除く。)の場合	5年以内
その他の工作物	3年以内
土砂の採取に係る占有の場合	1年以内
その他の占有の場合	3年以内

第10条に次の1項を加える。
3 法第39条第4項の規定による協議により水面又は土地の占有をすることができる期間は、10年以内とする。
附 則
1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の日前に漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定により知事に対してなされた申請に係る添付書類及び同条第4項の規定により知事に対してなされた協議に係る添付書類については、なお従前の例による。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月14日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第10号
建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和48年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を削る。

第16条第5項を削る。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式 削除

別記第9号様式の2を削る。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項の調査を開始した者に係る施行日以後における同項の規定による報告及び施行日前に同条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の検査を開始した者に係る施行日以後における法第12条第3項の規定による報告については、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第155号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(屈足地区畑地帯総合整備[担い手支援型](農業用排水施設、暗きょ排水、土層改良))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成20年3月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第156号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第

249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字東泊津149の4(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第157号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町下幌別4380の1(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡土幌町字中音更176の2・176の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつ

た。
平成20年3月14日
北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道旭川芦別線 北海道札幌土木現業所	芦別市常磐町724番1地先から 芦別市常磐町721番13地先まで	平成20. 3.14
道道赤平奈井江線 北海道札幌土木現業所	空知郡奈井江町字東奈井江160番1地先から 空知郡奈井江町字東奈井江125番2地先まで	同 20. 3.31
道道芦別赤平線 北海道札幌土木現業所	芦別市福住町46番1地先から 芦別市福住町14番地先まで	同 20. 3.14
道道東奈井江奈井江停車場線 北海道札幌土木現業所	空知郡奈井江町字奈井江町100番10地先から 空知郡奈井江町字奈井江町61番地先まで	同 20. 3.28
道道三笠栗山線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市栗沢町字茂世丑1712番地先から 岩見沢市栗沢町字茂世丑1830番1地先まで	同 20. 3.14
道道美唄達布岩見沢線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市西川町387番地先から 岩見沢市西川町428番2地先まで	同

道道美唄三笠線 北海道札幌土木現業所	美唄市字光珠内1924番3地先から 美唄市字峰延原野2687番2地先まで	同
道道開発茶志内線 北海道札幌土木現業所	美唄市字上美唄原野2291番2地先から 美唄市字チャシュナイ1014番6地先まで	同
道道美唄月形線 北海道札幌土木現業所	美唄市字上美唄原野2562番5地先から 美唄市字上美唄原野2563番1地先まで	同
	美唄市字上美唄原野2563番1地先から 美唄市字大富5770番地先まで	同
道道岩見沢三笠線 北海道札幌土木現業所	三笠市弥生町3丁目33番2地先から 三笠市弥生花園町28番80地先まで	同
道道洞爺湖登別線 北海道室蘭土木現業所	登別市カルルス町3番1地先から 登別市上登別町48番1地先まで	同
道道築別炭鉱築別停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字築別1377番地先から 苫前郡羽幌町字築別1124番1地先まで	同
道道焼尻島線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町大字焼尻字白浜214番地先（国有未開地）から 苫前郡羽幌町大字焼尻字白浜193番地先（国有未開地）まで	同
道道羽幌原野古丹別停車場線 北海道留萌土木現業所	苫前郡羽幌町字中央4042番地先から 苫前郡羽幌町字中央980番1地先まで	同
	苫前郡羽幌町字中央998番1地先（河川敷地）から 苫前郡羽幌町字中央998番1地先（河川敷地）まで	同
道道芽室東四条帯広線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町東芽室南2線29番1地先から 河西郡芽室町東芽室南2線21番1地先まで	同
道道士幌上士幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡上士幌町字上士幌東2線238番186地先から 河東郡上士幌町字上士幌東3線239番49地先まで	同

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川頓別川水系頓別川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道稚内土木現業所事業部治水課、事業課及び歌登出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年3月14日

北海道知事 高橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第5号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の5第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年3月14日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

- 1(1) 住 所 北広島市高台町7丁目3番地1 E32-1
- (2) 名 称 日の出信販
- (3) 氏 名 飯田 祥悟
- (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02974号
- (5) 登録取消年月日 平成20年3月4日
- 2(1) 住 所 札幌市北区新川4条10丁目3番18号
- (2) 名 称 キャッシングのキララ
- (3) 氏 名 黒田 晃司
- (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02986号
- (5) 登録取消年月日 平成20年3月4日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第76号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年3月14日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル複写機45台の賃貸借契約
- 2 落札を決定した日
平成20年2月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番133
- 4 落札金額
基本料金一式 0円
複写料金1枚以上1枚当たり 70銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成20年1月18日付け北海道警察本部告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目